

第1編 総則

第1章 計画の策定

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊奈町防災会議が作成する計画であり、伊奈町にかかる防災に関し、本町及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。

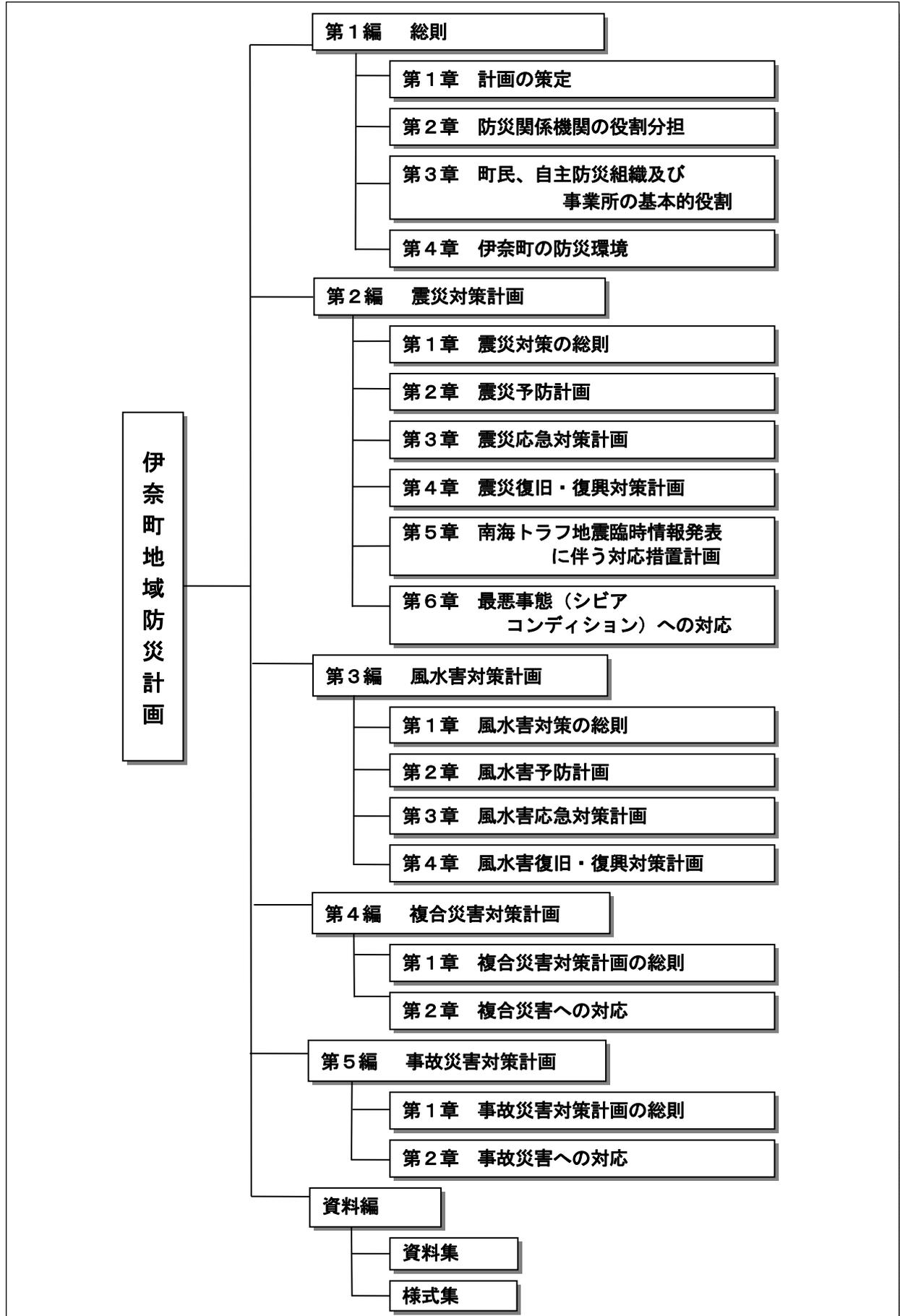
第2 計画の目標

この計画は、地震災害、風水害、大規模な事故災害をはじめとする各種災害及び複合的な災害に対処しうる防災計画を策定することを目標とする。

第3 計画の構成

この計画は、本町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■伊奈町地域防災計画の構成



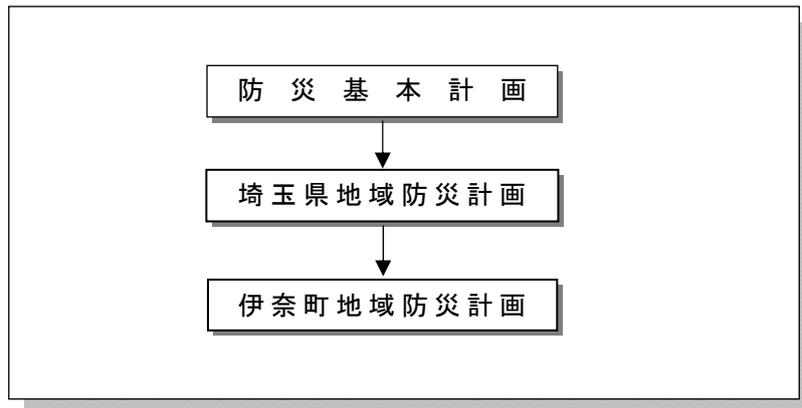
第4 計画の運用等

4.1 他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本町の地域にかかわる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■伊奈町地域防災計画と他計画との関係



(2) 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

4.2 計画の修正

伊奈町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

4.3 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、伊奈町の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第5 計画の効果的推進

5.1 男女共同参画社会をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大し、性的少数者に配慮するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

5.2 広域的連携の強化

(1) 広域支援拠点の確保

広域応援を実施するときに必要な物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保し、情報を共有する。なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

(2) 広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

5.3 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第2節 計画の基本方針

第1 総合振興計画

伊奈町では、令和6年度を目標年度とした新しいまちづくりの基本的な方向を指し示すビジョンとして、新たに「伊奈町総合振興計画」を策定した。本計画では、伊奈町の大きな財産である緑豊かな環境を守り・育てながら、町の将来像である子どもにとっても、高齢者になっても「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」の実現を目指している。

《まちづくりの目標》

ずっと住みたい

緑にあふれた

安心・安全なまち

策定された「伊奈町総合振興計画」では、本町の最も重要な施策のひとつである「安心・安全なまちに暮らす」を実現するため、以下の施策が定められている。

《防災関連施策》

地域防災力の向上

1. 災害に強い社会基盤づくり

2. 防災意識の向上

3. 防災体制の充実

消防・救急体制の充実

1. 消防力の充実

2. 火災予防の推進

3. 救急・救助体制の充実

4. 消防団の活性化

地域防犯体制の充実

1. 地域防犯活動の充実

2. 犯罪防止に配慮した環境整備

交通安全対策の充実

1. 交通安全意識の向上

2. 道路交通の安全の確保

安心な消費生活の支援

1. 消費者の意識啓発

2. 消費生活相談の充実

第2 防災ビジョン

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓、国、県にみる防災の動向、伊奈町総合振興計画、町民からのニーズによる防災の考え方を反映し、防災の基本理念を以下のように策定し、以下に示す3施策によりその実現を図るものとする。

《防災の基本理念》

人と緑を活かした
地域ネットワークによる
安全なまち 伊奈

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

緑を活かした災害につよい
まちづくり

都市基盤の整備推進

建物の耐震・不燃化の向上

避難所、避難路の整備

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、町役場の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

効率的な初動体制づくり

情報伝達
ネットワークづくり

広域相互応援
ネットワークづくり

《 行政と町民が一体となった防災体制の推進 》

町民や事業所の日ごろからの災害への備えと的確な災害時の組織的な対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と町民の協力による防災体制の整備を推進する。

町民と行政との
防災ネットワークづくり

地域コミュニティを活かし
た自主防災組織の育成

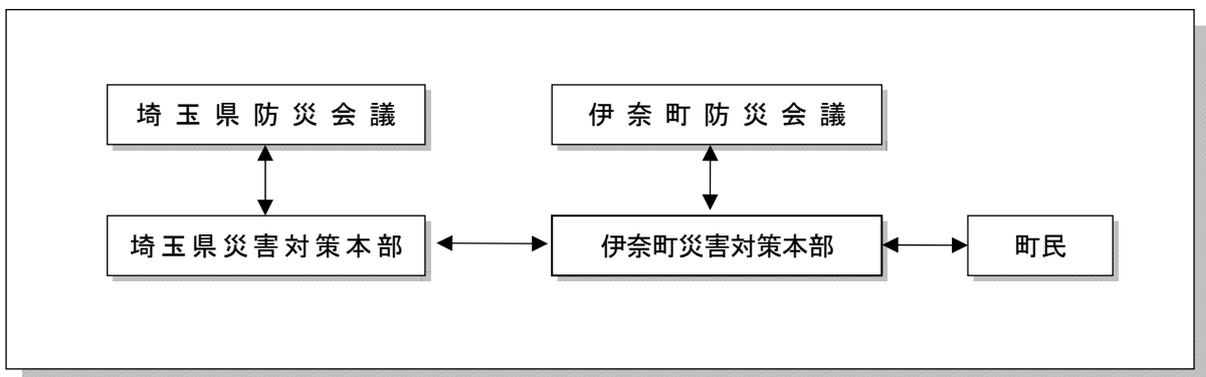
町民の防災意識の高揚

第2章 防災関係機関の役割分担

第1節 地域防災組織

第1 伊奈町に係る地域防災組織

本町に係る地域防災組織は次のとおりである。



第2 伊奈町防災会議

伊奈町防災会議は、災対法第16条及び伊奈町防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

2.1 任務

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本町の地域に係る災害が発生した場合において、その情報を収集すること。
- (3) 災害対策本部を設置する場合において、町長に意見を具申すること。
- (4) 災害対策本部と密接な連絡を取ること。
- (5) 地域防災計画を作成又は修正したときは、県知事に報告すること。
- (6) 地域防災計画を作成又は修正したときは、その旨を公表すること。
- (7) 関係機関の長に対して協力等を求めること。

2.2 組織

- (1) 防災会議は、町長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員をもって組織する。
- (2) 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。
- (3) 委員の所属機関

防災会議委員の構成は以下のとおりである。

■伊奈町防災会議委員

[令和4年11月9日現在]

委員の別	区分	機関・団体名	職名
会長		伊奈町	町長
1号委員	指定地方行政機関	関東農政局埼玉県拠点	地方参事官
		さいたま労働基準監督署	署長
2号委員	県の機関	埼玉県県央地域振興センター	副所長
		埼玉県鴻巣保健所	所長
		埼玉県北本県土整備事務所	所長
3号委員	警察の機関	埼玉県上尾警察署	署長
4号委員	町の機関	伊奈町	副町長 くらし産業統括監 企画総務統括監 健康福祉統括監 都市建設統括監 企画課長 社会福祉課長 土木課長 DX推進・新庁舎整備室長 上下水道課長
5号委員	教育機関	伊奈町教育委員会	教育長
6号委員	消防の機関	伊奈町消防本部	消防長
		伊奈消防団	団長
7号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関等	日本郵便(株) 上尾郵便局	局長
		東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	副総支社長
		東日本電信電話(株) 埼玉事業部	事業部長
		一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会	副会長
		埼玉新都市交通(株)	代表取締役常務
8号委員	自主防災組織	伊奈町自主防災組織連絡協議会	会長

第2節 防災関係組織の業務の大綱

第1 町

【 伊奈町 】

本町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力するものとする。
なお、災害救助法の適用後は、同法第30条に基づき災害救助にあたる。

1. 防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。
2. 災害予防
 - (1) 防災に関する町民の啓発及び教育に関すること。
 - (2) 防災に関する組織の整備に関すること。
 - (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
 - (4) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備、点検に関すること。
 - (5) 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関すること。
 - (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
3. 災害応急対策
 - (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
 - (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。
 - (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
 - (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
 - (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
 - (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
 - (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
 - (8) 緊急輸送の確保に関すること。
 - (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
4. 災害復旧
 - (1) 被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。
 - (2) 被災者の生活再建に関すること。

第2 消防機関

【 上尾市消防本部、伊奈消防団 】

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。
- (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。
- (5) 火災発生時の消火活動に関すること。
- (6) 水防活動による防除、軽減に関すること。
- (7) 被災者の救助、救援に関すること。
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

第3 県の機関

【 埼玉県 】

県は、当該県の地域並びに当該県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

1. 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2. 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第4 警察の機関

【 上尾警察署 】

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通の秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) 遺体に関すること。
- (9) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定地方行政機関

【 関東農政局埼玉県拠点 】

- (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、供給すること。

【 さいたま労働基準監督署 】

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

【 東京管区气象台（熊谷地方气象台） 】

- (1) 気象・地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象・地象(地震及び火山現象を除く)及び水象の予報及び警報に関すること。
- (3) 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

第6 自衛隊

【 陸上自衛隊第32普通科連隊 】

1. 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。

2. 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
- (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

【 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 】

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 災害発生時の無線による連絡に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

【 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 】

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

【 日本郵便株式会社 】

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条（昭和22年法律第165条）に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第3条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災地救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配布

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第7条第3項に基づき、被災者の救助等を行う団体の必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【 埼玉新都市交通株式会社 】

- (1) 鉄道施設等の安全確保に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

【 東京ガスネットワーク株式会社 】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

【 一般社団法人埼玉県LPガス協会 】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

第8 その他の公共的団体

【 一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会 】

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

【 さいたま農業協同組合 】

- (1) 本町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資斡旋に関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋に関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

【 商工会等商工業関係団体 】

- (1) 本町が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事。

【 伊奈都市ガス株式会社 】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。

【 東彩ガス株式会社 】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び保安に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。

【 病院等医療施設の管理者 】

- (1) 災害時における医療及び助産、救護活動の協力に関する事。

【 社会福祉施設の管理者 】

- (1) 避難施設の整備の避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

【 金融機関 】

- (1) 被災事業者に対する融資に関する事。

【 学校法人 】

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。

【 P T A等社会教育関係団体 】

- (1) 本町が実施する応急対策についての協力に関する事。

【 社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会 】

- (1) ボランティア活動体制の整備に関する事。
- (2) ボランティアセンターの設置に関する事。

第3章 町民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災及び東日本大震災で得た最も重要な教訓は、防災活動の基本は、町民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

町民はこの自助の原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には本町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

第1節 町民の果たす役割（自助）

町民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 地域固有の災害特性の理解と認識
- 3 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- 4 家屋等の風水害対策
- 5 ブロック塀等の改修及び生垣化
- 6 帰宅困難者への対策及び支援
- 7 火気使用器具等の安全点検、消火器の設置場所及び操作方法の確認
- 8 避難場所、安全な避難経路の確認
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 各種防災訓練の参加

第2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 適切な避難の実施
- 4 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2節 自主防災組織の果たす役割（共助）

区等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の普及、啓発（例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- 2 地域危険箇所の把握
- 3 避難場所、避難路の確認・点検
- 4 地区内の高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の把握
- 5 消火訓練の実施
- 6 水防訓練の実施
- 7 避難誘導訓練の実施
- 8 救援救護訓練の実施
- 9 地元商店街等との連携
- 10 防災資機材の備蓄、管理
- 11 地域住民への連絡系統の確認
- 12 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

第2 発災時に実施すべき事項

- 1 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 2 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- 3 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 4 避難行動要支援者の保護、安全確保
- 5 負傷者の救護、医療機関との連携
- 6 避難所開設への協力
- 7 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 8 避難所運営への積極的な協力（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- 9 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 10 救援物資の受入、配分
- 11 食料、飲料水の調達、配分
- 12 防災資機材の活用
- 13 帰宅困難者への対策及び帰宅支援

第3節 事業所の果たす役割

町内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化、備品などの転倒防止等による安全性の確保
- 3 建築物の風水害対策
- 4 施設、設備の安全管理
- 5 防災訓練の実施
- 6 従業員に対する防災知識の普及
- 7 自衛消防隊の結成と防災計画(危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等)の作成
- 8 地域防災活動への参加、協力
- 9 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立(避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等)
- 10 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 11 広告、外装材等の落下防止
- 12 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定
- 13 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
- 14 消火器、発電機など防災資機材の点検

第2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置、初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 ボランティア活動への支援
- 6 帰宅困難な従業員への支援
- 7 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4章 伊奈町の防災環境

第1節 災害履歴

第1 地震災害

本町における地震災害履歴は数少ないが、関東大震災による被害記録が旧小室村の「小室村誌」に残されている。

これによると村の被害状況は以下のとおりである。

■関東大震災による被害状況（旧小室村）

- ・全潰 : 住家2戸、非住家16棟
- ・半潰 : 住家5戸、非住家4棟
- ・氷川神社 : 水屋全潰、石灯籠2基倒れ、拝殿前面に傾斜
- ・寺院 : 墓石大半倒壊
- ・学校、その他の公共建物 : 大きな被害なし
- ・その他 : 下谷方面の低地部では処々に亀裂を生じ、幅5寸・長数十間、中には青砂を吐き出せる所もあり。

なお、埼玉県における地震災害の履歴は、次表に示すとおりである。

■埼玉県における被害地震

発生日月	M	緯度 緯度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の 圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全 きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々 落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺 ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋 の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井 垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さに よるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12. 31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総で も津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害 の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12. 23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蔵、桶川、行田5。
1855. 11. 11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内 が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家 の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火 し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで 大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手 割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52 ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村 毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で 宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用 水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1. 11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6. 20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、 安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋 全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か 所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m)) あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南 平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や 菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小 台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266 軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、 半壊7,577軒
1924. 1. 15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の 家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川 沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一 部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2. 19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷 で震度3。
2011. 3. 11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名 埼玉県内の最大震度6弱(宮代町)、伊奈町震度5弱 負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件 埼玉県内の被災者生活再建支援法の適用は、加須市(旧大利根町)3世帯、 加須市(旧北川辺町)2世帯、久喜市10世帯

参考) 「埼玉県地域防災計画(資料編)」令和4年3月 埼玉県防災会議

第2 風水害

本町における過去40年間の風水害等の災害履歴を、「水害統計調査」（国土交通省水管理・国土保全局）等を参考に次頁に整理した。

これによると、最近最も大きな風水害による被害は、平成3年9月の台風第17～19号及び豪雨・風浪によるもので、綾瀬川に沿った家屋延べ115棟（床下浸水延べ112棟、床上浸水延べ3棟）に浸水被害が発生した。

■風水害等履歴（本町関連）

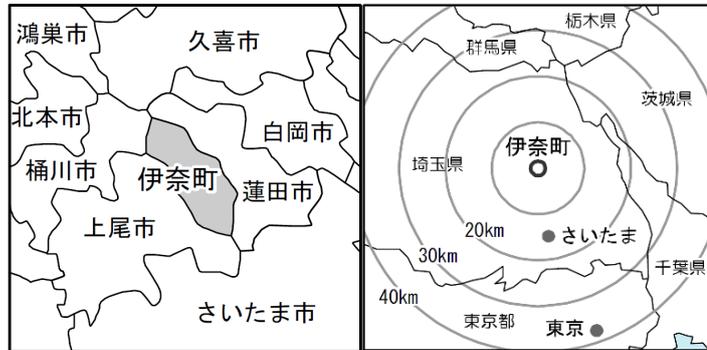
災害発生年月日	災害要因	災害概要
昭和56年(1981) 8月	豪雨と台風第15号	床下浸水10棟
昭和56年(1981) 10月	台風第24号、風浪と豪雨	床下浸水21棟、床上浸水2棟
昭和58年(1983) 8～9月	豪雨、風浪と落雷	床下浸水57棟、床上浸水2棟
昭和60年(1985) 7月	豪雨及び台風第6号	床下浸水9棟
昭和61年(1986) 8月	台風第10号及び豪雨	床下浸水25棟、床上浸水1棟
昭和61年(1986) 9月	台風第15号及び 豪雨・風浪・落雷	床下浸水6棟
昭和62年(1987) 8月	豪雨・落雷	床下浸水3棟
平成元年(1989) 7～8月	豪雨	床下浸水2棟、床上浸水1棟
平成元年(1989) 8月	豪雨・台風第17号	床下浸水2棟
平成3年(1991) 9月	台風第17号～19号 及び豪雨・風浪	床下浸水延べ112棟、床上浸水延べ3棟
平成5年(1993) 8月	台風第11号	床下浸水23棟
平成6年(1994) 9月	前線	床下浸水5棟、床上浸水3棟
平成7年(1995) 8月	豪雨	床下浸水2棟
平成20年(2008) 8月	豪雨	床下浸水12棟
平成25年(2013) 10月	台風第26号	床下浸水7棟
平成26年(2014) 10月	台風第18号	床下浸水1棟
平成27年(2015) 6月	梅雨前線豪雨	床下浸水15棟、床上浸水13棟
平成29年(2017) 7月	台風第3号	床下浸水4棟
平成29年(2017) 10月	台風第21号	床下浸水3棟
令和元年(2019) 10月	台風第19号	床下浸水38棟、床上浸水1棟

第2節 自然環境の特性

第1 地勢

本町は埼玉県の南東部にあり、東経139度37分、北緯36度00分（役場位置）で、都心から約40km圏に位置している。東西は約2.5km、南北が約7.5kmの細長い形をしており、総面積14.79km²となっている。

西境に原市沼川、東境に綾瀬川が流れており、西部は上尾市、北部は桶川市、東部は蓮田市に接している。



第2 地形・地質

2.1 地形

本町は、東は綾瀬川、西は原市沼川の低地に囲まれており、台地が約920ha、低地が約560haを占めており、その割合はおおよそ6:4となっている。低地ではかつて水田であった土地に盛土による宅地化が進んでいる。

本町は比較的平坦な地形で、その標高は、町北西端の台地上にある小針新宿の上宿地区が20m程度で最も高く、南東に行くに従って低くなり榮で8.4mとなっている。

2.2 地質（活断層）

本町の地質は、大宮台地に続く台地を構成する洪積世の火山灰層と、台地を開析している谷底平野及び綾瀬川の氾濫源に分布する沖積世の細粒の未固結堆積物からなっている。

本町の活断層としては、綾瀬川低地に沿った綾瀬川断層があるが、この断層は、関東平野中央部、大宮台地の北東縁付近をほぼ北西－南東方向に延びるとされる元荒川断層帯の主断層である。政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、この断層は上尾市を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断されている。北部については、江南断層、深谷断層等から成る全長82kmの関東平野北西縁断層帯と、一連の断層帯を形成していると考えられている。

第3 河川

本町は東西の町境を川が流れており、東側の蓮田市との行政境を綾瀬川が、西側の上尾市との町境を原市沼川が流れている。

綾瀬川は、延長約 60.8km、流域面積 136.21km²を有す利根川水系の一級河川で、埼玉県桶川市小針領家を起点とし埼玉県内を概ね南東へと流れ、東京都葛飾区東四木で中川に合流する。

以前は頻繁に蛇行を繰り返して流れていた綾瀬川は、旧荒川（現在の元荒川）の派川だったが、旧荒川が増水すると洪水の大半が綾瀬川の方へ流下し、下流側の本町や蓮田地域に水害をもたらしていた。そのため、その後の改修により上流部（起点から原市沼川の合流まで）の間は、昭和7年（1932）から昭和10年（1935）にかけて、中下流部（原市沼川の合流から終点まで）は大正9年（1920）から昭和5年（1930）にかけて改修が行なわれた。

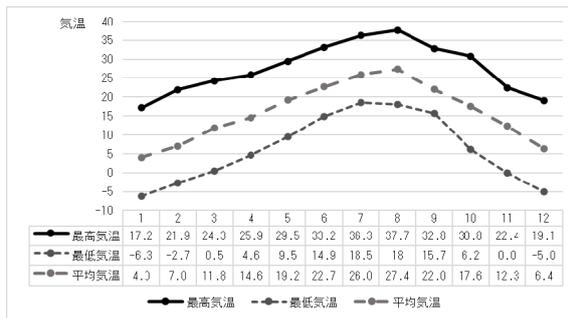
原市沼川は、延長約 5.2km、流域面積 14.12km²を有す利根川水系の一級河川（一部準用河川）で、上尾市菅谷を管理起点とし、上尾市と本町の境界を南東方向へと流れ、蓮田市との行政界で綾瀬川へ合流している。

第4 気象

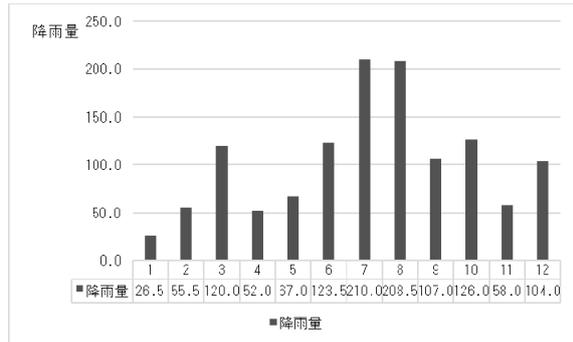
本町は、埼玉県東部平地のほぼ中央、関東平野の南寄りに位置している。このため、太平洋側気候帯のうち内陸型気候で、夏は最高気温が高く、冬には最低気温が低く、降雨量もやや少ない。

伊奈町消防本部における気象観測結果（令和3年）によると、次頁に示すとおり年平均気温は 15.9℃、最高気温は8月の 37.7℃、最低気温は2月の -6.3℃となっている。年間降雨量は 1,258mm、月別降水量は7月が 210.0mm で最も多く、1月が 26.5mm で最も少ない。年間の風向きは、北北東から北北西の風が卓越しており、これらの風向きが年間の 30.9%を占めている。

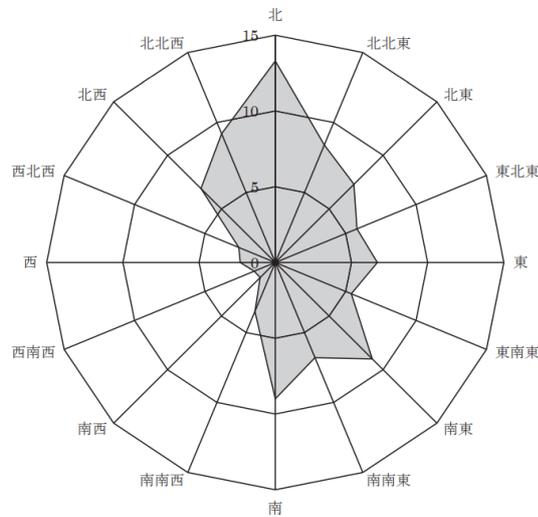
■ 月別気温の変動



■ 月別降雨量 (mm)



■ 風配図



出典) 「消防統計 (令和3年版)」伊奈町消防本部 (令和4年刊行)

第3節 社会環境の特性

第1 人口

1.1 人口等の推移

本町の人口は、県下の多くの市町が横ばいないし減少傾向にあるのに対し、順調に増加しており、令和2年10月1日現在で44,841人、世帯数は17,812世帯、1世帯当たりの人口は2.5人、人口密度は3,031.8人/km²となっている。

本町の人口等の推移を以下の表及び図に示す。

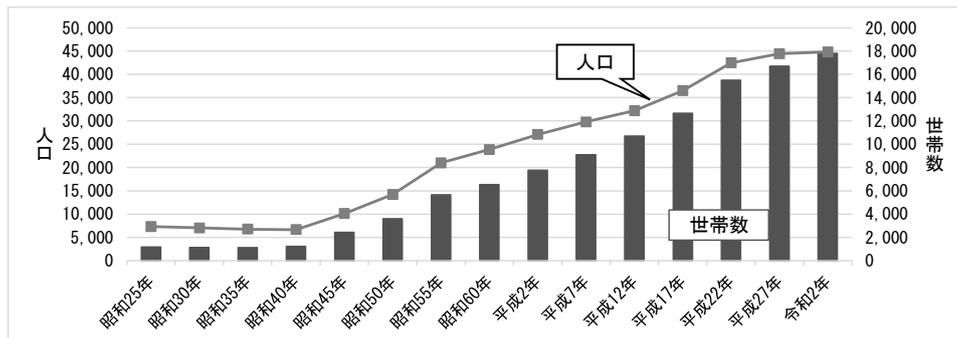
■人口等の推移

年	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当たり人口 (人/世帯)	人口密度 (人/km ²)
昭和25年	1,178	7,327	6.2	495.1
昭和30年	1,143	7,036	6.2	475.4
昭和35年	1,114	6,755	6.1	456.4
昭和40年	1,237	6,668	5.4	450.5
昭和45年	2,438	10,112	4.1	683.2
昭和50年	3,594	14,220	4.0	960.8
昭和55年	5,662	21,005	3.7	1,419.3
昭和60年	6,526	23,867	3.7	1,612.6
平成2年	7,777	27,100	3.5	1,831.1
平成7年	9,104	29,792	3.3	2,013.0
平成12年	10,710	32,216	3.0	2,176.8
平成17年	12,665	36,535	2.9	2,468.6
平成22年	15,504	42,494	2.7	2,871.2
平成27年	16,701	44,442	2.7	3,004.9
令和2年	17,812	44,841	2.5	3,031.8

注) 人口密度は、平成22年まで平成4年国土地理院公表面積(14.80km²)、平成27年以降は平成26年国土地理院公表面積(14.79km²)を用いて算出した。

資料) 国勢調査(令和2年10月1日現在)

■人口等の推移



1.2 地区別人口

本町に23ある行政区別の人口は、令和4年4月1日現在、小針内宿が7,395人で最も多く、以下順に羽貫の4,511人、小針新宿の4,041人、大針の3,929人、小貝戸の3,266人、南本の2,887人となっている。

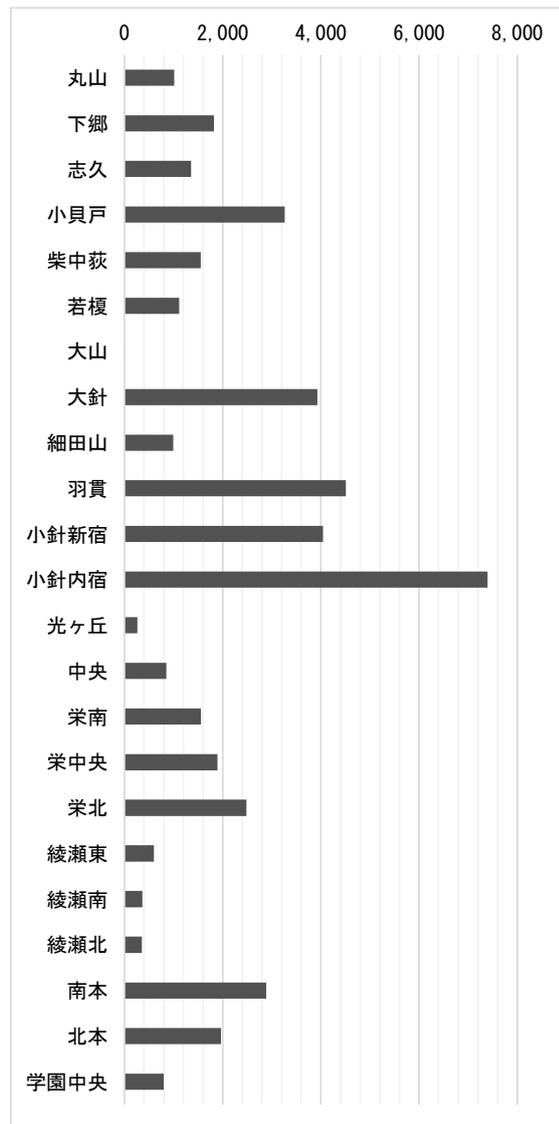
世帯数では、小針内宿が2,773世帯で最も多く、以下順に羽貫の1,999世帯、小針新宿の1,604世帯、大針の1,603世帯、小貝戸の1,373世帯、南本の1,260世帯となっている。

行政区別世帯数及び人口を以下に表示し、行政区別人口を以下に図示する。

■地区別人口等 [令和4年4月1日 現在]

行政区	世帯数	人口	世帯人口
丸山	519	1,017	2.0
下郷	797	1,822	2.3
志久	613	1,358	2.2
小貝戸	1,373	3,266	2.4
柴中荻	717	1,554	2.2
若榎	567	1,114	2.0
大山	4	4	1.0
大針	1,603	3,929	2.5
細田山	451	990	2.2
羽貫	1,999	4,511	2.3
小針新宿	1,604	4,041	2.5
小針内宿	2,773	7,395	2.7
光ヶ丘	138	262	1.9
中央	374	850	2.3
栄南	674	1,556	2.3
栄中央	819	1,895	2.3
栄北	1,065	2,485	2.3
綾瀬東	259	598	2.3
綾瀬南	200	366	1.8
綾瀬北	175	355	2.0
南本	1,260	2,887	2.3
北本	898	1,967	2.2
学園中央	288	799	2.8
合計	19,170	45,021	2.3

■地区別人口 [令和4年4月1日 現在]



資料) 住民課 (外国人を含む)

1.3 町外への従業・通学者数

首都圏で大規模な地震が発生した場合、県外で従業・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。そのため、本町に常住する15歳以上の就業者や通学者の従業・通学場所について整理した。

本町の就業者及び通学者の総数は23,410人となっており、そのうち町外で従業・通学する者は15,518人、そのうち県外で従業・通学する者は3,357人、そのうち都内で従業・通学する者は2,881人となっている。

■町外への従業・通学者数 [令和2年10月1日 現在]

	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者
伊奈町に常住する就業者・通学者	23,410	20,983	2,427
伊奈町で従業・通学	7,503	6,791	712
自宅	1,582	1,582	-
自宅外	5,921	5,209	712
他市区町村で従業・通学	15,518	13,854	1,664
県内	11,961	10,751	1,210
さいたま市	4,266	3,802	464
上尾市	2,327	2,145	182
桶川市	782	670	112
蓮田市	1,033	989	44
その他	3,018	2,708	310
県外	3,357	2,924	433
東京都	2,881	2,513	368
特別区部	2,726	2,413	313
千代田区	387	348	39
中央区	232	232	-
港区	303	296	7
新宿区	297	254	43
豊島区	180	143	37
北区	180	161	19
その他	1,147	979	168
都その他	155	100	55
県外その他	476	411	65

資料) 国勢調査

1.4 高齢者・障がい者等の人口

(1) 高齢者人口

令和4年4月1日現在、本町の総人口は45,021人でそのうち65歳以上の高齢者は10,837人と全体の24.1%となっている。

(2) 乳幼児人口

令和4年4月1日現在、本町の6歳未満の乳幼児は1,882人で全体の4.2%となっている。

(3) 手帳所持者数

本町の障がい者人口は、令和4年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数でみると1,030人となっている。本町の障がい者の中で最も多いのは肢体不自由者で474人と障がい者全体の46.0%を占めている。次に多いのは心臓機能障がい者で192人、じん臓機能障がい者で130人となっている。なお、令和4年4月1日現在の療育手帳所持者は384人、精神障害者保健福祉手帳所持者は329人となっている。

■ 部位別身体障害者手帳所持者数

[令和4年4月1日 現在]

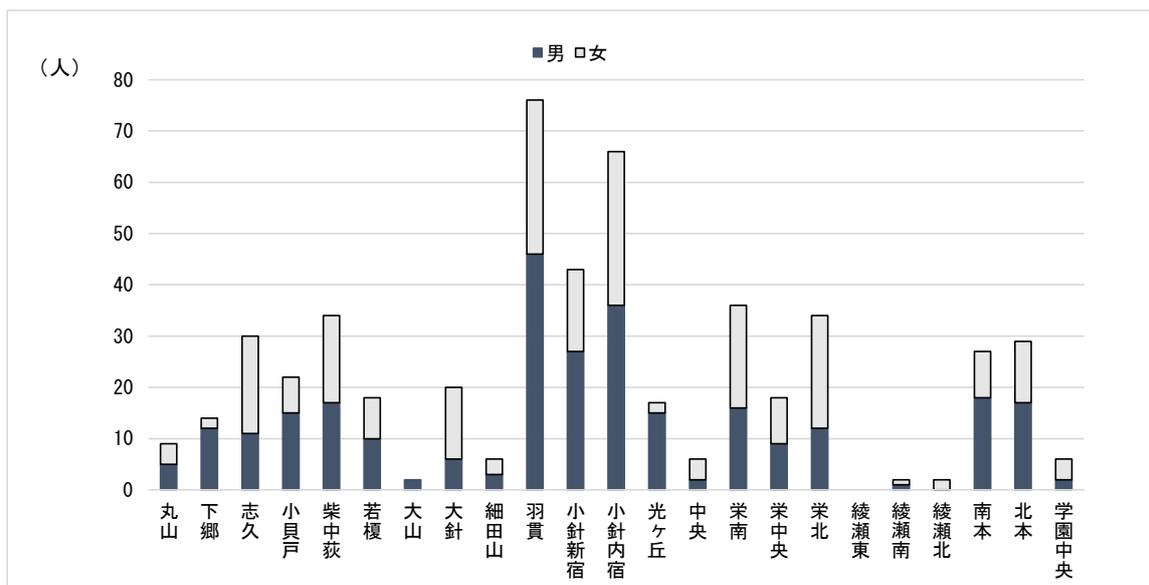
	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	計	内部							合計
						心臓	じん臓	呼吸器	ぼ・直腸	小腸	免疫	肝臓	
人数(人)	58	67	18	474	413	192	130	14	61	2	7	7	1,030
構成比(%)	5.6	6.5	1.8	46.0	40.1	18.6	12.6	1.4	5.9	0.2	0.7	0.7	100

(4) 外国人人口

本町に在住している外国人は、令和4年4月1日現在517人で、行政区別では、羽貫が76人と最も多く、以下順に小針内宿66人、小針新宿43人、栄南36人となっている。

世帯別では、275世帯となっている。

■ 行政区別外国人人口



[令和4年4月1日現在]

第2 建物

2.1 建築時期別建物状況

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

その結果、新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災及び東日本大震災においても被害が少なかった。

平成27年3月31日現在の本町の住宅総棟数は、13,141棟で、そのうち、昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の住宅と、昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅で耐震性があると推測される住宅は10,670棟（木造住宅8,564棟、非木造住宅2,106棟）で、現状の耐震化率は、81.2%となっている。

本町では、「伊奈町建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月、伊奈町）を策定し、令和2年3月31日までの住宅の耐震化率の目標を、国の基本方針及び県計画と同様に95%として、耐震化を推進していた。

■住宅の耐震化の現状と目標

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅（棟）	計（棟）	耐震化率（%）
	（棟）	耐震性なし	耐震性あり			
		（棟）	（棟）			
a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)	
平成18年 1月 1日	3,578	2,991	587	7,265	10,843	72%
平成21年 1月 1日	3,412	2,849	563	8,561	11,973	76%
平成27年 3月 31日	3,026	1,471	1,555	11,693	14,719	90%
令和2年 3月 31日 （目標）	2,706	785	1,921	11,778	14,484	95%

※昭和56年以前に建築された建築物で耐震性ありの割合は、国の推計値を使用

（木造12%、非木造76%）

出典：伊奈町建築物耐震改修促進計画（平成28年3月）

第3 交通

3.1 道路

本町の道路網は主要地方道さいたま栗橋線をはじめ、主要地方道上尾久喜線、主要地方道さいたま菖蒲線、一般県道上尾環状線、一般県道蓮田鴻巣線、一般県道上尾蓮田線によって構成されており、都市計画道路は、現在15路線が都市計画決定され整備が進められている。

3.2 橋梁

本町の橋梁は、本町と蓮田市との境界を流れる綾瀬川に架かるさいたま菖蒲線の境橋、上尾久喜線の榎戸橋、上尾蓮田線の綾瀬橋、さいたま栗橋線の別所橋、蓮田鴻巣線の小厩橋等がある。綾瀬川に架かる本町管理の橋梁としては、玄蕃橋、石神井橋、小貝戸橋、五庵橋、本村堰橋、下谷橋、境橋等がある。

3.3 鉄道

本町の鉄道交通としては、上越新幹線に併走して JR 大宮駅から埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が運行している。

なお、本町を横切って東北新幹線及び上越新幹線が通るが本町内に駅施設はない。

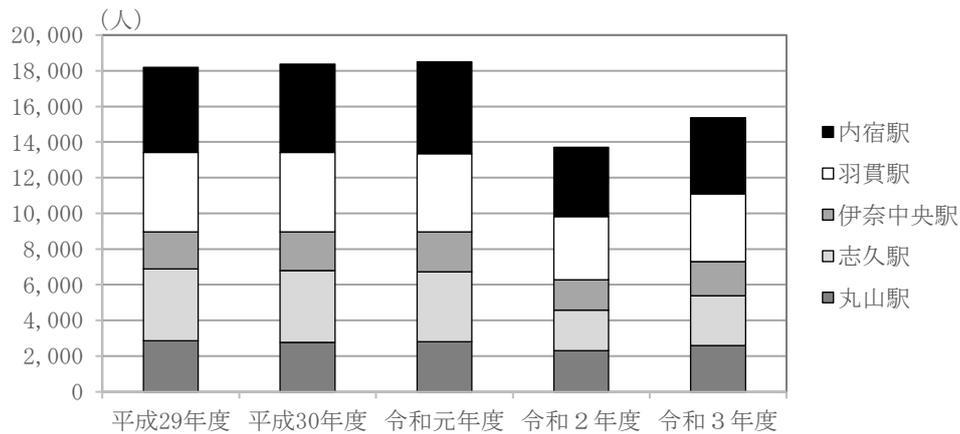
埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の乗降者数は、令和3年度の町内各駅一日平均の乗降者数は15,375人、うち定期券乗降者数は10,841人、定期券以外の乗降者数は4,534人となっている。

■本町各駅の埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）乗降者数 [単位：人／日]

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	定期	定期外								
丸山駅	1,841	1,011	1,793	981	1,830	972	1,640	666	1,816	768
志久駅	2,827	1,202	2,843	1,178	2,777	1,150	1,537	731	1,899	897
伊奈中央駅	1,300	779	1,374	796	1,419	815	1,146	561	1,256	658
羽貫駅	3,246	1,219	3,243	1,214	3,189	1,190	2,697	833	2,831	967
内宿駅	3,182	1,596	3,337	1,625	3,547	1,604	2,849	1,041	3,039	1,244
合計	12,396	5,807	12,590	5,794	12,762	5,731	9,869	3,832	10,841	4,534
	18,203		18,383		18,493		13,700		15,375	

資料) 埼玉新都市交通株式会社 (令和3年度)

■埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）乗降者数の推移



3.4 バス

公共交通機関として町内を走るバス便は、町民にとって欠かせない交通手段となっている。町内を運行しているバス便は、次に示すとおりである。

■バス路線（本町関連）

バス名	路線
朝日バス (朝日自動車株式会社)	蓮田駅西口 ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 羽貫駅前
	上尾駅東口 ～ 県民活動総合センター
	上尾駅東口 ～ 伊奈役場
	上尾駅東口 ～ がんセンター ～ 伊奈役場
	上尾駅東口 ～ がんセンター
けんちゃんバス (丸建つばさ交通株式会社)	桶川駅東口 ～ 県民活動センター ～ 伊奈学園
	上尾駅東口 ～ 日本薬科大学 ～ 蓮田駅西口
	県民活動センター ～ 伊奈病院・一心館 ～ 蓮田駅西口
	上尾駅東口 ～ 新がんセンター ～ 蓮田駅西口
	新がんセンター ～ 蓮田駅西口
伊奈町内循環バス 「いなまる」	北循環
	南循環

第4 土地利用

4.1 土地利用の変遷

昭和61年当時、本町の地目別土地面積は、畑が最も広く423.6haで、その割合は総面積の28.3%を占めていた。以下順に、その他354.0ha(23.7%)、宅地279.0ha(18.7%)、田264.7(17.7%)となっており、農地が宅地の2倍以上を占めていた。

現在、本町の地目別土地面積の中で最も広いのが宅地で462.1haとなっており、その割合は総面積の31.2%を占めている。次に広いのがその他で418.1ha(28.3%)、以下順に、畑で265.5ha(17.95%)、田156.8ha(10.6%)となっている。

地目別土地面積の推移は次のとおりである。

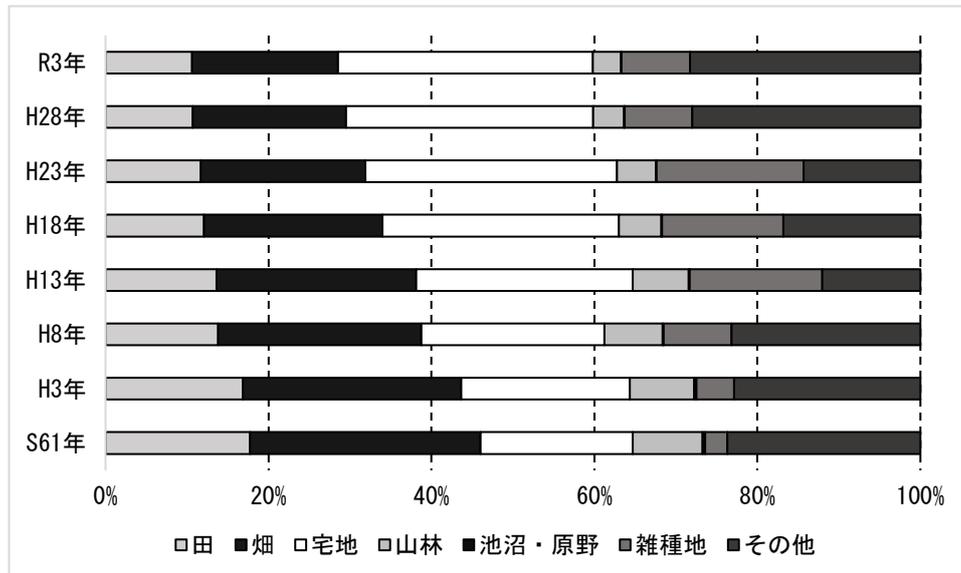
■地目別土地面積の推移

[単位：ha、各年1月1日現在]

地目	S61年	H3年	H8年	H13年	H18年	H23年	H28年	R3年
田	264.7	249.2	204.5	201.5	179.0	172.9	158.0	156.8
畑	423.6	396.6	369.5	363.0	324.2	299.1	279.0	265.5
宅地	279.0	305.8	332.4	393.1	429.6	456.8	448.3	462.1
山林	128.3	116.9	105.6	101.8	76.9	71.0	56.1	51.4
池沼・原野	4.5	4.3	1.8	1.8	1.3	1.2	0.9	0.9
雑種地	40.9	68.3	123.4	240.8	220.1	266.7	122.6	124.2
その他	354.0	337.9	342.8	178.0	249.0	212.3	414.1	418.1
計	1,495	1,479	1,480	1,480	1,480	1,480	1,479	1,479

資料) 税務課

■地目別土地面積割合の推移



4.2 区域区分及び用途地域

本町の市街化区域と市街化調整区域の比率は38.5%と61.5%である。

用途地域別の面積では、住居系の区域が最も多く全体の82.8%を占め、次に多いのが工業系の区域で14.9%、最も少ないのが商業系で2.3%となっている。

■区域区分別面積及び用途地域別面積 [令和4年3月31日現在]

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
都 市 計 画 区 域	市街化区域等指定区域	1479.0	100.0
	市街化区域	569.3	38.5
	用途地域	569.3	100.0
	・第一種低層住居専用地域	164.7	28.9
	・第一種中高層住居専用地域	57.3	10.1
	・第一種住居地域	196.6	34.5
	・第二種住居地域	35.4	6.2
	・準住居地域	17.4	3.1
	・近隣商業地域	13.0	2.3
	・準工業地域	2.2	0.4
	・工業地域	24.4	4.3
	・工業専用地域	58.3	10.2
市街化調整区域	909.7	61.5	

注) 市街化区域等指定区域 (昭和60年11月15日指定)、用途地域 (平成17年3月11日指定)
資料) 都市計画課